

「第5期高石市障がい福祉計画・第1期高石市障がい児福祉計画（案）」
に対するパブリックコメントの結果について

1 募集期間

平成29年1月25日（木）～平成27年2月13日（火）

2 公表方法

① ホームページに掲載

・市ホームページ

② 主要施設で閲覧

・市役所（高齢・障がい福祉課、行政資料コーナー）、ふれあいゾーン複合センター、中央公民館、老人福祉センター、図書館、総合保健センター、デージードーム、とろしプラザ

3 募集方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

4 受付件数

合計	持参	郵送	ファックス	電子メール
18人	17人	0人	0人	1人

5 属性

性別		
男性	女性	性別不明
3人	13人	2人

6 意見内容による分類

項目	件数
意見総数	42件
第1章 計画の策定にあたって (1～6頁)	0件
第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況 (7～16頁)	0件
第3章 計画の基本的な考え方 (17・18頁)	1件
第4章 事業計画 (19～61頁)	38件
第5章 計画の推進に向けて (62～64頁)	2件
その他	1件

7 意見の概要と考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の地域移行の推進、障がい者雇用の促進および就労支援の充実、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる社会の実現、障がい者施策がいわゆる「お荷物」ではなく、国民の安全や社会経済の進歩につながる社会の実現を目指してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がい者が生き生きと、安全・安心して生活できるようにするため、本計画及び「第2次高石市 障がい者基本計画」の基本理念等の実現目指していきます。このためには、行政だけでなく、市民・事業者などとの連携・協力が必要であり、引き続き、ご支援・ご協力をお願いします。

第4章 事業計画

2 障がい福祉サービス

2) 日中活動系サービス ③ 就労移行支援

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行を利用できる期間を2年ではなく5年にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇国・大阪府の動向を注視し、制度改正のあった際には、速やかに対応いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設と一般企業の関係が薄く、就労への道が厳しい。両者の距離を縮める会合やイベントの機会を増やし、障がい者就労の間口を広げてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ハローワークや関係機関と連携して、障がい者の就労支援の充実に努めます。

3) 短期入所

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・今のショートステイは、名ばかりで、実際は使えるようで使えないので、障がい者が利用しやすいショートステイを市内に作ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇短期入所（ショートステイ）の市内事業所が少ないことから、市外の事業所の情報を提供するなど、ニーズに対応させていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・市内のショートステイは1床のみ介護保険の事業所にあるのみで「ないに等しい」。「見込み量は確保されると想定しています」と書かれているが、これも短期入所はできないと諦めている人たちがいることや、相談事業所などが他市の事業所に頼み込んでなんとか利用ができていた現実が見えていないとしか思えない。意欲ある事業所等に対しては、住宅改修等に補助金など、事業実施しやすいようにする等、短期入所事業所を市内に作っていくということが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◇市内への短期入所事業所の設置に向け、法人や関係機関と情報交換等に努めます。

・市内に短期入所事業所を。	
---------------	--

6) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者一人ひとりに相談支援専門員を配置し、それぞれの状況に応じた対応や必要な情報提供を。 	<p>◇市内の計画相談支援の事業所数は一定数ありますが、規模が小さいため、対応できない場合があると認識しています。そのような場合に、連絡していただければ、事業所などに関する情報提供などをさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 相談員のスキルアップが図れるような研修なども。 	<p>◇計画相談支援専門員のスキルアップは大きな課題ととらえています。このため、相談支援専門員の研修、スキルアップなどに向けて、法人や事業所などと連携して取り組んでいきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 計画相談事業所が少なく、人手不足のため、新規の相談を受けることができない状況にある。相談支援専門員の増員とともに、地域の人が立ち寄りやすい「相談場所」の確保が必要である。 	
<ul style="list-style-type: none"> 計画相談を利用されている方の高齢化が多く見られるようになってきている。「障がい福祉サービス」から「介護保険サービス」への移行がスムーズにいく仕組みづくり、高齢障がい者の支援方策を課題として考えていただきたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 本人・保護者が多様な進路を選択できるよう、社会資源の拡充と情報発信の充実など、支援体制の整備を。 	

4 障がい児福祉サービス

3) 障がい児相談支援

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関わるすべての関係機関が集まって話し合える場が必要である。 	<p>◇「高石市子ども・子育て支援事業計画」などと連動し、保健・医療・福祉・教育など関係機関との連携を強化し、障がい児支援に努めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 子どもが生まれてから成人期以降も途切れない支援を行うために、医療・教育・福祉が一緒に学び話し合える場があり、そしてサポートブックを連携ツールの一つとして、もっと本人や家族、各関係機関が活用できることやしくみを考えてもらいたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 障がいがあることで分け隔てられることがないように配慮し、地域で一緒に保育・教育等の支援を受けることができ、同じ場で一緒に余暇を過ごせるように関係各所が連携できる支援体制の整備を。 	
<ul style="list-style-type: none"> 本人の思いを中心に支援が図られるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携し切れ目のない一貫した支援が図れるように。 	
<ul style="list-style-type: none"> 子どもが緊急時に使える社会資源の整備を。 	

4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や難病についての協議の場を設け支援体制の充実を。 	<p>◇医療的ケア児などを総合的包括的に支援できるよう、「関係機関の協議の場」の設置やコーディネーターの配置に努めていきます。</p>

5 地域生活支援事業

1) 相談支援事業 相談支援事業／基幹相談支援センター

意見の概要	考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・高石市に心の相談員を配置し、直接会ったり、電話などで対応していただきたい。 	<p>◇精神保健に関する相談に対応するため、市役所に精神保健福祉士を配置しています。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に、相談や不安などにも対応していただける窓口を。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活の中、不安になることが多々ある。作業所が開いている時間は職員に相談できるが、土・日などに不安や体調の異変が起こった時に相談できる所がほしい。 	<p>◇24時間・365日、相談などに対応できる事業所の確保に向けて、法人や事業所などに働きかけていきます。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・就労時間外に、就労・就職に関して相談できる所がほしい。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが自信をもっていきいきと過ごすことができるよう、身近な地域で本人や家族への協力者が増えていくように相談支援体制を。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所の相談員が、情報を求めたり、相談したり、連携して支援にあたることのできるよう基幹相談支援センターの設置を。 		<p>◇「基幹相談支援センター」は、24時間・365日の対応が必要であり、法人や事業所などのハードルが高いことから、実現に至っていません。引き続き、「地域生活支援拠点」の整備と合わせて、法人や事業所などと意見交換を進め、整備を目指していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所の相談員は、1人職場が多く、本人や家族支援やさまざまな関係機関との連携など、思い悩んでいるところもあるので、相談員自身が支え合い一緒に考え情報交換できる基幹相談支援センターを設置してほしい。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援の核となる「基幹相談支援センター」の設置を進める具体的な手立てを計画に明記してほしい。 		

1) 相談支援事業 理解促進研修・啓発事業

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者と健常者との垣根がまだあるため、社会との交流が行える施設等を増やすとともに、今ある施設の充実を図り、市民が障がい者を理解しあえる環境の整備を。 	<p>◇障がい者団体や関係機関、地域などと連携・協力し、障がい者への理解や交流の促進に努めていきます。</p>

5) 移動支援事業

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> 徒歩だと目的地に着いたら疲れてその後の活動ができないので、ガイドヘルパー利用時に自転車の使用を認めてほしい。 	<p>◇いただいたご意見は、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 身体障がいのある人の移動支援事業の利用は、両上下肢1級や体幹1級の人に限られるため、他の障がいのある人に比べて少ない。 	<p>◇地域生活支援事業は、市町村が主体となって条件等を定めていますが、ご意見を参考に他市の動向を考慮し、身体障がいのある方に対する決定条件を検討していきます。</p>

6) 地域活動支援センター事業/7) 日中一時支援事業

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> 作業所に行った後や作業が休みの時、また作業所に行けず引きこもっている人たちがいつでも自由に行けて、楽しめて相談できてなど、障がい者がそこに行けば何がしかの交流ができ、仲間を作れる場・憩いの場として、地域活動支援センターを魅力のあるものにしてほしい。 	<p>◇地域活動支援センターは、現在Ⅱ型として、利用者のニーズなどに基づいて活動内容を決定しています。今後は、現在利用されていない方のニーズなどの把握に努め、内容の充実に取り組んでいきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センター事業は、利用したいと思える活動や内容、利用者の増加のためにどのような取り組みがされてきたのか。利用者の実態やニーズはどのように把握されているのか。地域活動支援センターの利用実績が計画を下回ったことをどう総括しているのか。 	

6) 地域活動支援センター事業/7) 日中一時支援事業 (続き)

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の方もふらっと立ち寄れる場として、地域活動支援センターⅠ型の整備を。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域活動支援センターのⅠ型とⅢ型は、本市では実績がなく、市が整備することは難しいと考えています。なお、今後、事業展開の意向のある事業所があれば、前向きに検討させていただきます。 ◇今後は、地域や関係機関などと連携し、地域での居場所づくりを支援していきます。
<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ型とⅢ型の地域活動支援センターがないため、日中一時支援を利用されている。また、一人暮らしの方には日中一時支援事業で訪問等の支援も実施している。Ⅰ型とⅢ型の地域活動支援センターの整備を。 	
<ul style="list-style-type: none"> 精神・療育手帳の所持者が増加傾向にある中で、地域活動支援センターが1箇所では対応できるのかと疑問を感じる。孤独感を訴える方や日中の居所がなく自宅に引きこもっている方でも、少しずつ他人とのコミュニケーションをとれる場所が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域や関係機関などと連携し、身近な場で憩い・交流できるよう、「誰もが集い交流できる場としての『コミュニティカフェ』」などに関する情報提供などを充実していきます。
<ul style="list-style-type: none"> 日中の場として就労継続支援B型を短時間のみ利用する精神障がい者がいることをわかってほしい。また、土日の居場所・相談できる場を考えていただきたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の多くが、屋内にこもりがちなので、土・日曜の居場所の整備してほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 就労系の福祉サービスを利用していたり、働いているけれども、孤立しがちで日々の楽しみを見つけられない方などへの休日の居場所や余暇活動の場、交流の場の提供の機能を強化してほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 2～3時間程度で良いので、土・日にも通える憩いの場のような施設があると良いです。 	
<ul style="list-style-type: none"> コミュニティカフェなど、気軽に行ける居場所をもっと充実してほしい。 	

6 その他地域生活に関する取り組み

③ 障がい者等の芸術・スポーツ・文化活動支援による社会参加等の促進

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> スポーツ系のイベントに比べ、文化系のイベントが少ない。精神的安定や充実を図るため、文化系イベントの充実を。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がい者団体や関係機関などと協働し、充実に向けて支援していきます。

第5章 計画の推進に向けて

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none">・高石市に住み続けたいが、短期入所やグループホームなど安心して暮らせる福祉サービスが少ないため、他市へ転居される方もいる。地域で、安心して暮らし続けるために充実したサービスがあればと考える。	◇「障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」の目標達成に向けて、ご支援・ご協力をお願いします。
<ul style="list-style-type: none">・支援者のスキルアップを。	

その他 障がい者施策等全般について

意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none">・発達障がいは、先天性の障がいなのに、2年に1回更新するのはおかしい。発達障がい者のための手帳を作ってほしい。	◇いただいたご意見は、今後の施策展開の参考とさせていただきます。